

テーマ 中山間地域の多い長野県において、創造的な学びや新技術の導入等を通じ、「人づくり」による多様な人材の確保と生産性の向上を図ることで産業の国際競争力を強化する。あわせて、人口減少下でも持続可能な経済成長モデルを実現する。

県の施策	郷学郷就の産業人材の育成・確保	革新力に富んだ産業の創出・育成
	(未来の産業を支える人材育成) ▶「学びの県」づくり ▶信州学、 キャリア教育 、デュアルシステム ▶信州高等教育支援センター 長野県立大学 ▶ 人材養成施設の高度化 、ネットワーク化 など	(多様な人材の労働参加) ▶女性の働きやすい環境づくり ▶高齢者の生涯現役化 ▶障がい者の就農支援 ▶ 海外人材の活用 ▶失業者の再就職支援 ▶移住、2地域居住者の活躍 など
		(循環型経済圏の形成) ・海外活力の取込み強化 ▶販路開拓 ▶地消地産、しあわせバイ信州運動 ▶信州F・POWERプロジェクト ▶海外駐在員、国際展示会 ▶信州の食の海外展開 など

国家戦略特区制度の活用により施策を推進、加速化！

国家戦略特区での取組	高度人材・海外人材の育成・活用	近未来技術の導入促進
	【狙い】 ○労働力不足、技術革新に対応 ○価値感の多様化により、県内産業にインパクト ○海外人材を通じた信州ブランドの発信、世界とのwin-win関係構築 【主な取組】 ○留学生の卒業後の県内の定着支援 ○アジア諸国との連携協定等を通じた技能実習生の受入推進 ○産業界の求める人材の育成 など	【狙い】 ○県内産業を牽引するものづくり産業の強みを国内外へアピール ○あらゆる分野とIoTの結びつきにより、新たな価値を創造 ○県内産業の付加価値向上と労働の効率化による労働生産性の向上 【主な取組】 ○実証実験がしやすい環境づくり 「近未来技術実証ワンストップセンター」（仮称） ○産官学金の連携によるシーズとニーズを結びつけた製品開発支援 など

規制改革提案	①小学校英語における特別非常勤講師の教授可能領域の拡大 <small>【教員免許法第3条の2・1号】</small> ②職業能力短期大学から大学への編入学 <small>【学校教育法第124条他】</small> ③在留資格「医療」への変更許可申請に係る審査手続きの見直し <small>【出入国管理法第20条】</small> ④旅館・ホテル等における技能実習受入の拡大 <small>【出入国管理法施行規則第3条他】</small> ○農業分野の技能実習制度の要件緩和 <small>(提案済)</small> ○専門技能を有する外国人の農業就労解禁 <small>(提案済、特区メニュー化済)</small>	⑤気象測器検定に合格していない測器による測定結果の公表容認 <small>【気象業務法第6条】</small> ⑥適マークがない無線通信モジュールの例外使用許可 <small>【電波法第4条】</small> ○近未来技術実証ワンストップセンターの設置 (特区メニュー化済) ※実証実験、導入段階で生じる支障事例について、積極的に規制改革の検討・提案を実施
	この他、国家戦略特区メニューの積極的な活用を検討	

効果 多様性 × 新技術 ⇒ イノベーションの創出

【高度人材・海外人材の育成・活用関係】

① 小学校英語における特別非常勤講師の教授可能領域の拡大【教員免許法第3条の2・1号】

規制・制度の現状	支障事例	規制・制度の見直し(案)	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 教員免許を有しない特別非常勤講師が単独で教授可能な範囲は「教科の領域の一部に係る事項のみ」に限定 	<ul style="list-style-type: none"> 平成32年度から小学校において外国語が教科化され、原則として学級担任が授業を行うこととなっているが、相応の語学力や指導力を有した学級担任が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の外国語（英語）については、教員免許を有しない特別非常勤講師が単独で、教科の全領域を通年教授可能とする 例）「英会話」だけでなく、「読む」「書く」も含めた普段の授業も可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い地域・民間人材の積極的な登用が可能となり、次期学習指導要領に則した質の高い英語教育を児童が受けることができる 多忙化が問題視されている小学校教員の負担軽減につながる

② 職業能力開発短期大学校から大学への編入学【学校教育法第108条第7項、第122条、第124条、第132条等】

規制・制度の現状	支障事例	規制・制度の見直し(案)	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 職業能力開発短期大学校（本県の場合は、工科短期大学校）の専門課程修了者は、大学へ編入学できない 	<ul style="list-style-type: none"> 高度な知識・技能の習得を目指す意欲ある学生の進路選択の幅を狭めている *本県の工科短期大学校は、大学への編入学が認められる専修学校専門課程に比して同等以上の教授体制、内容、授業時間を確保している。	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法第124条に規定される「他の法律に特別の規定があるもの」の特例として、職業能力開発短期大学校から大学への編入学を可能にする 	<ul style="list-style-type: none"> 高度な技術者の養成が期待される 地域の産業を担う人材の確保・育成が必要であり、効果的、効率的に育成する体制が構築できる

③ 在留資格「医療」への変更許可申請に係る審査手続きの見直し【出入国管理法第20条】

規制・制度の現状	支障事例	規制・制度の見直し(案)	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 在留資格「留学生」及び「特定活動（就職活動）」から「医療」への変更許可申請には、日本の資格を有することを証明する文書（免状または証明書等）の写しが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師国家試験の合格発表は3月下旬であり、結果を待ってから在留資格変更の申請を行うと、取得まで時間を要し、4月1日からの就労が開始できない 3月末で在留期間が切れる場合には、一旦帰国を要する 	<ul style="list-style-type: none"> 国家試験の受験を条件に、免許以外の必要事項に関する審査を先行して実施する 合格通知の提出をもって、可能な限り即日在留資格を付与する 	<ul style="list-style-type: none"> 職場への受入が円滑になる 働く側のモチベーション向上につながる

④ 旅館・ホテル等における技能実習受入の拡大【出入国管理法施行規則第3条、技能実習制度推進事業等運営基本方針Ⅱ 1の特例】

規制・制度の現状	支障事例	規制・制度の見直し(案)	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 接客、調理補助、配膳等の業務の技能実習は1号のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 1年以内の実習期間では技能習得、向上が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 技能評価制度に準じた措置として、実習生の技能の習得、育成状況を受入企業が監理団体に提出することにより、2号、3号への移行を認める 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生の帰国後の活躍を通じて、日本のきめ細やかで高水準のサービスと技術の世界発信につながる

【近未来技術の導入促進関係】

⑤ 気象測器検定に合格していない測器による測定結果の公表容認【気象業務法第6条】

規制・制度の現状	支障事例	規制・制度の見直し(案)	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 気象観測を行い他人にその情報を提供するには、技術上の基準に従って行うことが必要 この際、検定に合格した機器の使用が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 検定に合格した高価なセンサーを購入するか、自社で開発した機器を検定に合格させる必要があり、費用、時間等のコストがかかる 	<ul style="list-style-type: none"> 検定未済のセンサーにより取得した情報の場合、その旨を注意書きした上で公表できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報を用いたIoT等の製品化に向けた実証研究が容易となる

⑥ 技適マークがない無線通信モジュールの例外使用許可【電波法4条】

規制・制度の現状	支障事例	規制・制度の見直し(案)	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 電波を発する機器を屋外で使用する場合は、原則免許の取得が必要 この際、日本の技術基準適合認証(技適マーク)があれば免許審査手続きの一部省略や届出又は免許の不要化等の措置あり 	<ul style="list-style-type: none"> 次々に海外から出される新製品には、技適マークのない場合がある 無線通信機器について、免許を取得するには6か月の時間が必要となり、事実上屋外での実証実験ができない 国内認証が済んだものから選択する必要があり、選定の幅が狭くなり、最新技術の採用を断念することがある 	<ul style="list-style-type: none"> 次の条件を付して、技適マークのない機器の使用を例外的に許可する <ul style="list-style-type: none"> ▶新製品の開発に向けての試作品の実証実験であること ▶使用する通信帯や出力方式等の最低限のチェック項目を満たすこと ▶時間、場所を特定すること ▶通信を阻害する恐れのある関係者への周知を徹底すること 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の最新技術を用いて設計や実証実験が可能となることで、技術革新が促進され、世界をリードする製品の輩出につながる

○ 近未来技術実証ワンストップセンターの設置 (特区メニュー化済)

規制・制度の現状	支障事例	規制・制度の見直し(案)	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 屋外で環境測定等の実験を行う際に公共施設等を使用する場合、施設管理者ごとに使用許可等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の管理者の特定や、それに必要な手続きに多大な時間と労力がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> 「近未来技術実証ワンストップセンター」(仮称)を設置し、実証実験にかかる手続き等について相談、助言を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 近未来実証実験を行うためのハードルが下がり、積極的な技術開発につながる